

経済的に苦しい…

生活に困っている…

あなたを支援する  
セーフティネット  
生活困窮者自立支援法

# こんなときは ご相談ください

こんな不安や心配を抱えていませんか

なかなか仕事が見つからない

ずっと働いていないので  
就職が不安

どこに相談して  
いいのかわからない

近所の人と  
交流を持ちたい

収入より  
借金が多くある

家族が  
引きこもっている

家賃が払えず  
家を出なければ  
ならない

子どもに勉強を  
させてやりたい

まず、早めにご相談ください

生活支援相談窓口 エンダッシュ！（長崎県上五島福祉事務所）

住所：新上五島町浦桑郷348-1 TEL：54-2131 FAX：43-6002

# 生活困窮に陥る恐れは 誰にでもあります

社会や経済の構造的変化にともない、失業や非正規雇用、低収入などが急増し、働ける世代の生活保護受給者も増加しています。また、単身世帯やひとり親世帯の増加、近所づきあいの希薄化などによる社会的孤立によって、誰にも相談できない状況も広がっています。

このように誰もが生活困窮に陥るかもしれない恐れがある社会の中、生活に困っている方が自立するための支援が急がれています。

しかし、生活に困っている方は就労等の経済的な問題だけでなく、心身の問題、家庭や地域での問題などさまざまな問題を複合的に抱えています。それらの問題に対応し自立した生活を営めるように支援するための相談および支援（自立相談支援事業）を行います。



## ■相談できる方

生活保護を受給している方以外で、生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方（生活困窮者）はだれでも相談できます。年齢に制限はありません。

経済的な問題で生活に困っている方、長く失業している方、引きこもりやニートで悩んでいる方、働いた経験がなく不安な方など、生活の問題を抱えている方はどなたでもご相談ください。相談は無料です。

## ● 専門家が相談に応じます

生活に困っている方が生活保護に陥らないように、その前の段階で早く自立できるように、専門性を有する支援員（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）が相談に応じ、支援へとつなげていきます。



### ● 主任相談支援員

相談業務全般をマネジメントし、困難な事例への対応や他の支援員への指導などを行います。

### ● 相談支援員

相談者から相談を受け、課題の分析やプランの作成、包括的な支援の実施を行います。必要に応じて訪問支援なども行います。

### ● 就労支援員

ハローワークや協力企業などと連携して、職業訓練や就職支援、職業紹介など就労に関する支援を行います。

# 相談から自立まで継続して支援します

## — 自立相談支援事業の流れ

相談者の声を聞きながら、相談者と相談支援員が一緒になって自立のために取り組んでいきます。

### 相談の流れ

#### まず、困っていることを何でも話してください

- ・来所または電話でご相談ください。(来所が難しい場合はまず電話でご連絡ください)
- ・就労や家庭、心身の問題など抱えている問題を相談員が広くうかがいます。
- ・窓口に来られない場合には相談員が訪問することもできます。



#### 相談内容から適切な対応を判断します

- ・相談の内容によって、自立相談支援で対応するか、他の適切な対応機関へつなげるかを判断します。
- ・他の機関へつなげる場合にも同行支援など確実につなげるよう支援を行います。



#### 必要な支援が計画的に提供できるように課題を分析します

- ・相談者本人だけでなく世帯やそれを取り巻く状況、問題の背景などについて、相談支援員と相談者本人が協働で理解を深めます。
- ・相談者の抱えているさまざまな課題を包括的に把握して、分析・評価し、解決のための支援を探ります。



#### 相談者と一緒に自立への計画を立てます

- ・相談者の希望を尊重しながら、必要な支援が計画的に行われるように自立に向けたプラン（自立支援計画）案を策定します。
- ・プラン案は相談支援員だけでなく、相談者本人と一緒に作成します。
- ・相談者本人と相談支援員が協働で作成したプラン案について、適切かどうかを支援調整会議で協議し、最終的にどのような支援を行うかを決定します。



#### 自立への目標と一緒に取り組みます

- ・決定したプランに基づいて支援サービスが提供されます。
- ・相談者の必要に応じた支援が提供できるように、地域のさまざまな関連機関が連携して支援を提供します。
- ・目標に向けて支援が行われているかを定期的に把握し、必要に応じて調整を行います。



## 自立した生活を達成

# 自立相談支援と他の支援が 連携して支援します

自立相談支援事業で本人に必要な支援を把握し、本人の状況に応じた支援が行われるようにさまざまな支援につなげていきます。

## 自立相談支援事業

- 訪問による支援を含め、生活に困っている方を早期に把握して、早期に支援できるようにします。
- ワンストップ型の相談窓口として、生活に困窮している方への支援の情報とサービスの拠点となります。
- さまざまな問題を複合的に抱えた方に、必要な支援を包括的・継続的に提供できるように対応します。
- 自立相談支援事業と就労準備支援事業・家計改善支援事業を一体的に実施するなど、効果的な支援を心がけます。

本人の状況に  
応じた支援を  
行います



就職をするために住居を  
確保することが必要な場合

住居確保給付金の支給

仕事につくのに  
一定の期間が必要な場合

就労準備支援事業

※一般の企業などでの就労（一般就労）が困難な場合には就労訓練事業が利用できます。

すぐに仕事につくことが可能な場合

ハローワークとの  
一体的な支援を行います

緊急に衣食住の確保が必要な場合

一時生活支援事業

家計面から生活再建の検討が  
必要な場合

家計改善支援事業

生活困窮家庭出身の子が引き続き  
生活困窮とならないように  
(貧困の連鎖防止)

子どもの学習・  
生活支援事業

※市区町村によって実施されていない事業があります。

不安や心配がある方は、一人で悩まず、深刻化する前に早めに、  
お近くの自立相談支援センターや福祉事務所にご連絡ください。

UD FONT  
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン (UD) の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられる  
よう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

R280



環境に配慮し、古紙配合率80%以上・グリーン購入法総合評価値  
80以上の用紙及び植物油インキを使用しています

禁無断転載©東京法規出版  
SHO10060-S21